

「月刊社労士受験別冊 勝つ！社労士受験
図解テキスト労働保険徴収法2026年版」正誤表・補遺について

2026年度社会保険労務士試験は、2026年4月10日の試験公示日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書刊行後、2026年4月10日までの事項について以下の事項を掲載いたします。
(最終更新：2026年5月20日)

P48 雇用保険率の表 以下に差し替え

	① 労働者負担 (失業等給付・育 児休業給付の保険 料率のみ)	② 事業主負担	②事業主負担内訳		①+② 雇用保険料 率
			失業等給付・育 児休業給付の保 険料率	雇用保険二事 業の保険料率	
一般の事業	5／1,000	8.5／1,000	5／1,000	3.5／1,000	13.5／1,000
農林水産・清 酒製造の事業	6／1,000	9.5／1,000	6／1,000	3.5／1,000	15.5／1,000
建設の事業	6／1,000	10.5／1,000	6／1,000	4.5／1,000	16.5／1,000

(令和8年度)

P49 【解説】囲み内 以下に差し替え

〔令和8年度、一般の事業の場合〕			
失業等給付分が1,000分の6と、育児休業分が1,000分の4とされた。			
↓			
失業等給付分	1,000分の6	事業主・被保険者が折半	
育児休業分	1,000分の4	事業主・被保険者が折半	
二事業分	1,000分の3.5	事業主が負担	

P129 雇用保険率の表 以下に差し替え

令和8年度の雇用保険率は、負担割合で考えると、次のように区分されます。

	雇用保険率	(うち二事業 に係る率)	負担割合	
			事業主	被保険者
一般の事業	1,000分の13.5	1,000分の3.5	1,000分の8.5	1,000分の5
農林水産・清 酒製造の事業	1,000分の15.5	1,000分の3.5	1,000分の9.5	1,000分の6
建設の事業	1,000分の16.5	1,000分の4.5	1,000分の10.5	1,000分の6

【発展学習】

一般の事業の雇用保険率は、令和8年度においては、失業等給付1,000分の5＋育児休業給付分1,000分の5＝1,000分の10を事業主と被保険者が半分(1,000分の5)ずつ負担し、事業主はさらに二事業分1,000分の3.5を負担しています。